

回収率向上のための取組状況

平成28年1月26日

「特定家庭用機器廃棄物回収率目標達成 アクションプラン」の策定について

1. 「特定家庭用機器廃棄物回収率目標達成アクションプラン」策定の目的

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(以下「報告書」という。)の提言を受け、平成27年3月に家電リサイクル法の基本方針に廃家電の回収率目標(現状49%の回収率を平成30年度までに56%とする。)を規定。

また、報告書では各主体の取組について、本合同会合において実施状況の点検を行うべきであると提言されている。

家電リサイクル制度の関係主体における回収率向上のための連携した具体的な取組と取組目標及びその評価・点検の方法について定め、回収率目標を確実に達成するため「特定家庭用機器廃棄物回収率目標達成アクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)を策定。

なお、アクションプランの策定に当たっては、家電リサイクル制度の関係主体や有識者で構成された検討会を設置し、具体的な取組について議論していただいた。

家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成26年10月)(抜粋)

1. 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善に向けた具体的な施策

(1) 社会全体で回収を推進していくための回収率目標(仮称)の設定

国は、製造業者等、小売業者、市町村、消費者といった各主体が積極的に特定家庭用機器廃棄物の回収促進に取り組み、社会全体として適正なりサイクルを推進することを目指すため、達成時期を明らかにした回収率目標(仮称)を設定し、家電リサイクル法第3条に基づく基本方針に位置づけるとともに、回収率や回収台数の実績について、本合同会合において毎年報告すべきである。

また、回収率を向上させるためには、単に目標を設定するだけでなく、それを達成するために各主体がそれぞれの立場で回収促進に取り組んでいくことが必要であり、各主体の取組について、本合同会合において実施状況の点検を行うべきである。

(以下略)

2. アクションプランの概要

アクションプランは次の4つの章で構成されている。

回収率目標設定の背景と意義

今後の回収率見込みと目標達成に向けた定量分析及び取組の方向性

各主体の基本的役割と目標達成に向けた個別の取組及びその評価・点検方法

目標達成に向けた全体の進捗管理(PDCAサイクル)

各章の概要は以下のとおり。

回収率目標設定の背景と意義

● 回収率目標設定の背景と目的

報告書において、社会全体として適正なりサイクルを推進するために回収率目標を設定することが提言されたことを受け、家電リサイクル法の基本方針に回収率目標を設定。

● 回収率の算定方法にかかる考え方と算定方法

回収率の算定に当たっては、排出台数ベース、出荷台数ベースの2つの考え方があるが、排出台数については、現状推計でしか把握できておらず、回収率目標の達成・未達成が推計誤差によって左右される懸念があることから、出荷台数ベースで回収率を算定。

< 回収率の算定方法 >

$$\text{回収率} = \frac{\text{適正に回収・リサイクルされた台数}}{\text{出荷台数}}$$

2. アクションプランの概要

今後の回収率見込みと目標達成に向けた定量分析及び取組の方向性

● 回収率の推移

回収率の見込みについては、過去の推移を見ると5割程度であることから、今後も社会経済上の大きな変動があり、出荷台数が大きく増大しないかぎり、同程度の推移となると想定(平成21年～平成23年の回収率が高くなっているが、これは家電エコポイント制度による家電リサイクルへの促進効果によるものと考えられる。)

● 目標設定の考え方

回収率目標については、不法投棄台数を半減(現状0.4%を0.2%)、国内で不法に処理されたスクラップの割合をできる限り低減(現状6.4%を0%程度)した場合の水準としている(現状49%を平成30年度までに56%)。

ただし、目標達成のためには排出から水際に至るまでの廃家電の不適正な取扱いへの対策が必要であり、アクションプランにおいて具体的な取組を盛り込んでいる。

● 消費者の行動原理を踏まえた取組の方向性

過去の消費者アンケート結果から判断すると、消費者が違法な廃棄物回収業者に廃家電を排出する主な要因は、排出利便性と金銭的な理由であると想定されることからこれらを改善するための取組が必要。

消費者の排出利便性向上のための取組、リサイクル料金の透明化に関する取組、情報の身近さに関する取組をアクションプランに盛り込んでいる。

2. アクションプランの概要

今後の回収率見込みと目標達成に向けた定量分析及び取組の方向性(続き)

● エアコンの排出特性を踏まえた取組の方向性

エアコンは他の3品目に比べて回収率が低い¹が、その理由として 消費者がエアコンを家電リサイクルルートに排出するためのインターフェースが解体業者や工務店であり、エアコンの資源価格の高さと相まって、家電リサイクルルートに誘導することが期待できない 買換えに伴う排出が少なく、小売店等の監督が働きにくい等が考えられることから、これらを踏まえた取組が必要。

排出時のインターフェースである工務店等への適正処理の周知、適正な排出方法に関する消費者への周知等の取組をアクションプランに盛り込んでいる。

各主体の基本的役割と目標達成に向けた個別の取組及びその評価・点検方法

● 目標達成に向けた個別取組と評価・点検方法

回収率目標達成に向けた個別取組について、不適正ルートへの排出を削減する「排出者による適正排出の促進」、不適正な排出ルート自体を抑制する「違法業者・違法行為の対策・指導等」、その他の取組として「流通フローの把握精度の向上・その他」の3類型に分類し、各類型に関して取組項目(大項目)、各主体の回収促進に向けた取組内容(中項目)、具体的な取組(小項目)、取組目標、評価点検方法について整理。

回収率の目標達成に向けた個別取組の全体像と各主体の取組の連携関係については、P6、P7参照。

各主体の具体的な取組等については、P10～P22にて説明。

2. アクションプランの概要

回収率の目標達成(回収促進)に向けた個別取組(アクションプラン)の全体像

取組の種類	取組項目 (大項目)	各主体の回収促進に向けた取組内容(中項目)						
		消費者等の排出者	消費者団体等のNPO	小売業者	製造業者等	指定法人	国	市町村・都道府県
排出者による適正排出の促進	適正排出に係る排出者の理解促進・啓発	・家電リサイクル法に対する正しい理解と不適正な排出による環境影響への理解	・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施	・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施 ・販売員等の教育	・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施	・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施	・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施	・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施
	排出者の経済的負担の軽減	・リサイクル料金等の支払	-	-	・リサイクル料金の透明化	-	・リサイクル料金の適正性の確認	-
	排出ルート・回収体制等の整備・強化	・小売業者や市町村等の適正な主体への特定家庭用機器廃棄物の引渡し	・適正なリユースの推進へ向けた協力	・特定家庭用機器廃棄物の適正な引取り・製造業者等への引渡し ・小売業者の引取義務外品の回収体制の構築への協力 ・廃家電の積極的な回収	・インターネットの活用を含む郵便局券の運用改善等 ・廃棄のみの場合の排出方法に関する案内	-	・小売業者の引取義務外品の回収体制構築支援による排出利便性の向上 ・小売業者の義務履行の促進 ・特定家庭用機器廃棄物の適正な引取り・引渡しの促進 ・適正なリユースの推進	・小売業者の引取義務外品の回収体制の構築 ・特定家庭用機器廃棄物の適正な引取り・引渡しの促進
違法業者・違法行為の対策・指導等	違法な業者・行為(廃棄物回収業者、スクラップ・ヤード業者等)の指導の徹底	-	-	・違法な廃棄物回収業者・処分業者等の指導に対する協力	-	-	・3.19通知(平成24年)の自治体への周知徹底、具体的な事例集の作成 ・小売業者への引渡義務違反に対する監督の徹底 ・違法な廃棄物回収業者やスクラップ・ヤード業者の指導の徹底支援 ・違法な業者・行為等の取締りに向けた制度の検討	・違法な廃棄物回収業者・処分業者等の指導の徹底(廃棄物処理法等)
	水際対策	-	-	-	-	-	・水際対策の徹底	・水際対策への協力
	不法投棄対策	-	-	-	・不法投棄未然防止事業協力等の改善を通じた市町村支援	-	・不法投棄・不適正処理対策の好事例の収集・提供を通じた市町村の取組支援	・特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の未然防止対策の実施
流通フローの把握精度の向上・その他	-	-	・流通フローの精度向上に必要なデータ収集への協力	・回収率の精度向上に必要なデータ収集への協力	-	・フロー推計に関し、推計でしか把握できていない情報の実態把握及びフロー推計の精度向上	・流通フローの精度向上に必要なデータ収集への協力	

2. アクションプランの概要

各主体の連携関係

大項目	取組内容	主体					
		NPO	小売業者	製造業者等	指定法人	国	市町村 都道府県
	適正排出に係る排出者の理解促進・啓発						
	リサイクル料金の透明化						
排出ルート・回収体制等の整備・強化	小売業者の引取義務外品の回収体制の構築						
	適正なリユースの推進						
	違法な業者・行為の指導の徹底						
	水際対策						
	不法投棄対策						
	流通フローの把握精度の向上						

2. アクションプランの概要

目標達成に向けた全体の進捗管理(PDCAサイクル)

- 回収率を踏まえたアクションプランのフォローアップ

回収率目標を達成するために、出荷台数ベースでの回収率を定期的に確認するとともに、目標達成が困難であると想定される場合は、要因分析を行いつつ、追加的な取組を検討し、各主体の取組強化を図る。

また、排出台数ベースでの回収率や品目ごとの回収率、不法投棄台数及び国内外スクラップ台数、リユース台数、重量ベースによる回収量をモニタリングし要因分析に用いるとともに、これらのモニタリングを通じて、毎年度、回収率目標達成に向けた我が国全体の取組の進捗状況を評価し、合同会合に報告、公表する。

- アクションプランの見直し

フォローアップの結果、そのままでは目標達成が難しい場合は、要因分析を行い、随時アクションプランを見直し、本合同会合において報告する。

排出者による適正排出の促進 に関する取組

1. 適正排出に係る排出者の理解促進・啓発に関する取組

報告書の記載	平成27年度	平成27年度の取組	平成28年度～30年度 (アクションプラン概要)
<p>〔報告書第3章1.(2)〕特定家庭用機器の販売や特定家庭用機器廃棄物の引取りに際して、小売業者は消費者と直に接してリサイクル料金や特定家庭用機器廃棄物の回収方法について説明できる立場にあるなど、家電リサイクル法の各主体はそれぞれ異なる立場で消費者と接点を有している。このため、国、製造業者等、小売業者、市町村、指定法人、消費者団体等のNPOは、消費者による適正な引渡しを促進していく観点から、各主体の立場を最大限活用して、互いに連携しながら、消費者により支払われるリサイクル料金が支える家電リサイクル制度の意義も含め、消費者に対する効果的な普及啓発を実施すべきである。</p> <p>〔報告書第3章2.(1)〕特定家庭用機器廃棄物の違法な廃棄物回収業者等への引渡しについては、不法投棄や不適正処理につながる可能性があるとともに、消費者トラブルが発生することもある。そのため、消費者がそれらの違法な業者を利用しないよう、国や市町村等が中心となり、小売業者や製造業者、指定法人といった関係主体が協力して、消費者に対して家電リサイクルルート等への適正な排出を促す周知・広報を徹底すべきである。</p>	<p>各主体は、普及啓発の実施状況について、毎年度合同会合に報告</p>	<p>〔国〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者の適正排出を促すよう、以下を実施 <ul style="list-style-type: none"> 動画の作成・配信 経産省HPに特設ページを掲載 関係団体・企業等へ周知 リスティング広告等による特設ページへの誘導 <p>(資料4-2にて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無許可の廃棄物回収業者を利用しないよう啓発するチラシ29万部を住民啓発用として自治体に配付 <p>〔市町村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷物による廃家電4品目の処理方法の説明としては「小売店に引取り義務があるものとなないもの場合分けして説明」が最も多く42.2%、特に記載していないは1.6%となっている。 ・ホームページによる廃家電4品目の処理方法の説明としては「小売店に引取り義務があるものとなないもの場合分けして説明」が最も多く42.2%、特に記載していないは10.8%となっている。 	<p>〔国〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各主体が共通して使用できる広報コンテンツの作成し(平成28年度まで)、各主体と連携した広報活動を実施 <p>〔自治体〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正排出に関する住民への周知・広報を実施(平成30年度までに全ての自治体) ・地域のNPO等と連携し、告知を図る。
<p>〔報告書第3章1.(2)〕指定法人については、家電リサイクル法第33条第4号に基づき、普及啓発を業務の一つとして行う主体であることから、普及啓発のあり方等を議論する場を提供することを通じて、消費者に対する効果的な普及啓発を実施すべきである。</p>	<p>合同会合で、家電製品協会は、指定法人の普及啓発の取組状況を報告</p>		

1. 適正排出に係る排出者の理解促進・啓発に関する取組

報告書の記載	平成27年度	平成27年度取組	平成28年度～30年度 (アクションプラン概要)
<p>〔報告書第3章1.(2)〕特定家庭用機器の販売や特定家庭用機器廃棄物の引取りに際して、小売業者は消費者と直に接してリサイクル料金や特定家庭用機器廃棄物の回収方法について説明できる立場にあるなど、家電リサイクル法の各主体はそれぞれ異なる立場で消費者と接点を有している。このため、国、製造業者等、小売業者、市町村、指定法人、消費者団体等のNPOは、消費者による適正な引渡しを促進していく観点から、各主体の立場を最大限活用して、互いに連携しながら、消費者により支払われるリサイクル料金が支える家電リサイクル制度の意義も含め、消費者に対する効果的な普及啓発を実施すべきである。</p> <p>〔報告書第3章2.(1)〕特定家庭用機器廃棄物の違法な廃棄物回収業者等への引渡しについては、不法投棄や不適正処理につながる可能性があるとともに、消費者トラブルが発生することもある。そのため、消費者がそれらの違法な業者を利用しないよう、国や市町村等が中心となり、小売業者や製造業者、指定法人といった関係主体が協力して、消費者に対して家電リサイクル法ルート等への適正な排出を促す周知・広報を徹底すべきである。</p>	<p>各主体は、普及啓発の実施状況について、毎年度合同会合に報告</p>	<p>【指定法人・製造業者等】 ・普及広報WGを家電製品協会内に設置 ・消費者団体の方々とプラント見学と合わせ懇談会を実施 ・一般排出者の排出場面を想定し、適正排出に誘導するWEBサイトを新たに開設 ・WEBサイトに連動し、ラジオCM等を実施 (資料4-3にて説明)</p> <p>【小売業者】 (大手家電流通協会の取組) ・経産省特設HPへのリンクバナーを会員各社HPへ掲載 ・オリジナルポスターを作成し、経産省特設HPへのQRコードを掲載して更に周知を図るとともに、『私たちは家電リサイクル法に沿った適切な取り組みを行っています。』という宣言。</p> <p>(全国電機商業組合連合会の取組) ・関係省庁・団体のHPへのリンク貼付 ・配送・設置時の「一声」運動 ・地方自治体からの義務外品引取協力依頼への積極的対応</p>	<p>【指定法人・製造業者等】 ・普及啓発の実施(平成30年度までに全ての製造業者等) ・普及広報WGで協議し、施策の実行 ・消費者向けサイトの利便性向上(市町村のHPにリンクを貼る。)</p> <p>【小売業者】 ・重点広報期間を設ける(1か月程度)。 ・消費者との接触機会を通じて積極的広報の実施 ・研修の実施や対応マニュアルの策定</p>
<p>〔報告書第3章1.(2)〕指定法人については、家電リサイクル法第33条第4号に基づき、普及啓発を業務の一つとして行う主体であることから、普及啓発のあり方等を議論する場を提供することを通じて、消費者に対する効果的な普及啓発を実施すべきである。</p>	<p>合同会合で、家電製品協会は、指定法人の普及啓発の取組状況を報告</p>		

1. 適正排出に係る排出者の理解促進・啓発に関する取組

報告書の記載	平成27年度	平成27年度の取組	平成28年度～30年度 (アクションプラン概要)
<p>〔報告書第3章1.(2)〕特定家庭用機器の販売や特定家庭用機器廃棄物の引取りに際して、小売業者は消費者と直に接してリサイクル料金や特定家庭用機器廃棄物の回収方法について説明できる立場にあるなど、家電リサイクル法の各主体はそれぞれ異なる立場で消費者と接点を有している。このため、国、製造業者等、小売業者、市町村、指定法人、消費者団体等のNPOは、消費者による適正な引渡しを促進していく観点から、各主体の立場を最大限活用して、互いに連携しながら、消費者により支払われるリサイクル料金が支える家電リサイクル制度の意義も含め、消費者に対する効果的な普及啓発を実施すべきである。</p> <p>〔報告書第3章2.(1)〕特定家庭用機器廃棄物の違法な廃棄物回収業者等への引渡しについては、不法投棄や不適正処理につながる可能性があるとともに、消費者トラブルが発生することもある。そのため、消費者がそれらの違法な業者を利用しないよう、国や市町村等が中心となり、小売業者や製造業者、指定法人といった関係主体が協力して、消費者に対して家電リサイクルルート等への適正な排出を促す周知・広報を徹底すべきである。</p>	<p>各主体は、普及啓発の実施状況について、毎年度合同会合に報告</p>	<p>【消費者団体等】 (持続可能な社会をつくる元気ネットの取組) ・小学校全学年対象の3R出前講座(5回)や普及啓発と消費行動をテーマにマルチステークホルダー会議を実施。 ・指定法人が作成する消費者向け廃家電の排出方法検索用スマートフォンサイトの作成に協力。</p> <p>(日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の取組) ・家電リサイクルプラントの見学会を開催 ・他の消費者団体との家電リサイクルに関する意見交換会に参加 ・指定法人が作成する消費者向け廃家電の排出方法検索用スマートフォンサイトの作成に協力。</p>	<p>【消費者団体等】 ・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施</p>
<p>〔報告書第3章1.(2)〕経済産業省及び環境省は、普及啓発の一環として、消費者庁、文部科学省といった関係省庁と連携しつつ、消費者教育、環境教育にも積極的に取り組むべきである。</p>	<p>合同会合で、経済産業省・環境省は、消費者教育・環境教育の取組状況を報告</p>	<p>【国】 教育関係者により構成される「小型家電リサイクルその他の3R(循環)教育推進のための検討会」を開催するとともに小学生向けのモデル事業を実施。</p>	<p>【国】 ・各主体が共通して使用できる広報コンテンツの作成(平成28年度まで)、各主体と連携した広報活動を実施</p>

2. 排出者の経済的負担の軽減に関する取組

報告書の記載	平成27年度	平成27年度の取組	平成28年度～30年度 (アクションプラン概要)
<p>〔報告書第3章1.(3)〕リサイクル料金については、それを負担している消費者の理解をより一層促進するため、国は、品目ごとの費用や人件費、設備費等といった費目など、リサイクル費用を細分化して製造業者等から報告させるとともに、製造業者等の協力のもと、委託先のリサイクルプラントがリサイクルを実施した後の資源の売却益も含めた形で可能な限り明らかにすべきである。</p>	<p>経済産業省・環境省は、前年度のリサイクル費用の実績・内訳について、資源売却益も含めて、細分化された様式を用いて毎年度合同会合に報告</p>	<p>〔国〕 ・平成26年度のリサイクル費用の実績・内訳等について製造業者等から報告を徴収し、合同会合で報告(資料4-4にて説明)</p>	<p>〔国〕 ・報告徴収の結果を確認の上、製造業者等に適宜照会等を行い、適正な原価を著しく上回っている場合は、助言等を通じ、料金の適正化を図る。</p> <p>〔製造業者等〕 ・リサイクル費用の内訳に関する情報について、可能な範囲で国へ提供</p>
<p>〔報告書第3章1.(3)〕細分化されたリサイクル費用の内訳については、製造業者等や委託先のリサイクルプラントにおける公正な競争や交渉を阻害しない範囲で、本合同会合において可能な限り公表し、リサイクル費用をより一層透明化すべきである。</p>	<p>経済産業省・環境省は、前年度のリサイクル費用の実績・内訳について、細分化された様式を用いて毎年度合同会合に報告</p>	<p>〔国〕 ・平成27年4月1日にリサイクル料金の値下げが行われた。 一部の製造業者等の例(税込み) エアコン1,620円→1,404円 冷蔵庫・冷凍庫 大:4,968円→4,644円 小:3,888円→3,672円 洗濯機・乾燥機 2,592円→2,484円</p>	
<p>〔報告書第3章1.(3)〕リサイクル料金の透明化を通じて、製造業者等自らがリサイクル料金の水準を家電リサイクル法に照らして適正か否かを検証し、リサイクルの質とのバランスに配慮しつつ、環境配慮設計の推進や費用の低減についての製造業者等間の競争を通じて、リサイクル料金の低減化に積極的に取り組むべきである。</p>	<p>製造業者等は、リサイクル費用の実績・内訳に関する本合同会合における御意見も踏まえて、リサイクル料金の改定等について検討 経済産業省・環境省は、リサイクル料金の改定状況を適宜合同会合に報告</p>		

3. 排出ルート・回収体制等の整備・強化に関する取組

報告書の記載	平成27年度	平成27年度の取組	平成28年度～30年度 (アクションプラン概要)
<p>〔報告書第3章1.(4)〕小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物(いわゆる義務外品)については、回収体制が構築されていない場合には、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがあることから、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築する必要があります。</p> <p>このため、全ての市町村においてこれらの特定家庭用機器廃棄物の回収体制が構築されるよう、国は、回収体制に関するガイドラインの策定等を通じて、市町村の取組を支援し、その状況について定期的にフォローアップすべきである。</p>	<p>義務外品の回収体制が構築されていない市町村は、早急に回収体制を構築</p> <p>環境省は、義務外品の回収体制の構築の状況等について、毎年度合同会合に報告</p>	<p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売業者の引取義務外品の回収体制の構築状況について把握し、合同会合で報告。 (資料4 - 5にて説明) ・早期の回収体制構築の必要性について、各種リサイクル法に関する地方環境事務所ブロック別説明会や、全国の都道府県部課長会議等、機会を捉えて自治体職員に周知。 	<p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、小売業者の引取義務外品の回収体制構築状況について把握。 ・平成27年3月に発出したガイドライン内容を積極的に周知。 <p>【市町村】</p> <p>平成30年度までにすべての市町村において義務外品の回収体制が構築できるよう、小売業者等と連携して回収体制を整備。</p> <p>【製造業者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄のみの場合の排出方法についてWebサイト等による案内を実施(平成30年度までに少なくとも1つ以上の媒体で実施)。 <p>【小売業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体からの回収体制構築に関する協力要請に積極的に対応。 ・買換えに伴い発生した廃家電以外の引取り要請に対する積極的対応。

3. 排出ルート・回収体制等の整備・強化に関する取組

報告書の記載	平成27年度	平成27年度の取組	平成28年度～30年度 (アクションプラン概要)
<p>〔報告書第3章1.(4)〕国や製造業者等は、インターネット手続の活用を含め、郵便局における家電リサイクル券の運用改善など、消費者の利便性を高めるための方策を検討すべきである。</p>	<p>家電製品協会は、インターネット手続の活用、郵便局券の運用改善等について報告</p>	<p>【家製協】 ・土日祝又は平日の夕方以降でも、ATM端末手続だけで引き取りできるように郵便局券の運用を改善。平成28年4月から実施。インターネット対応は継続検討中。</p>	<p>【家製協】 ・郵便局券の活用利便性向上の方策について検討</p>
<p>〔報告書第3章1.(5)〕国又は自治体は、「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」に基づき仕分け基準を作成し、優良なリユースを行っている業者に関する情報発信や、小売業者が特定家庭用機器を適切に修理する取組の推奨を行うべきである。</p>	<p>経済産業省・環境省は、優良なリユースを行っている業者に関する情報発信方法等について、合同会合で報告</p>	<p>【国】 ・平成26年度に有識者やリユース業者等で構成された検討会を設置し、適正なリユース業者やリユース取組の情報発信方法について検討。 その中で、消費者が適正なリユース業者かどうか判断できるようにすることが重要との意見を受け、その方策について検討中。</p>	<p>【国】 ・優良なリユース業者の情報を発信 ・リユース業界や有識者との意見交換を実施し、適正なリユースを推進するための方策を検討。 【小売業者】 リユース品を扱う全店舗で仕分け基準が作成できるよう周知。 【消費者団体等】 適正なリユース推進に向けた協力。</p>

違法業者・違法行為の対策・指導等 に関する取組

1. 違法な業者・行為の指導等の徹底に関する取組

報告書の記載

〔報告書第3章2.(1)〕国は、3.19通知の各自治体への周知徹底を図ることや具体的な運用の事例集の作成等を通じて、自治体が3.19通知を着実に運用し、違法な廃棄物回収業者等による特定家庭用機器廃棄物の不適正処理に対して、警察など関係機関に協力を求めつつ、廃棄物処理法に基づき厳格に対処できるよう、これまで以上に徹底して取り組むべきである。

平成27年度

環境省は、都道府県・市町村に対する説明の機会を捉えて3.19通知や事例集等の周知徹底を図るとともに、毎年度合同会合において周知の状況を報告

また、環境省は、自治体における違法な廃棄物回収業者・処分業者の取締り状況(立入検査等の件数)について、毎年度合同会合において報告

自治体は、警察などの関係機関と協力した、違法な廃棄物回収業者等に対する取締りを実施

平成27年度の取組

【国】
 ・3.19通知の内容について、各種リサイクル法に関する地方環境事務所ブロック別説明会や、全国の都道府県部課長会議等、機会を捉えて自治体職員に周知。
 ・違法な廃棄物回収業者対策等の優良事例集を作成し、本年度中に自治体に提供する予定。
 ・自治体における違法な廃棄物回収業者・処分業者の取締り状況を合同会合で報告。
 (資料4 - 6にて報告)

平成28年度～30年度 (アクションプラン概要)

【国】
 ・引き続き、自治体職員に説明する機会を設けるとともに、事例を収集し、事例集を更新。
 ・モデル地区等を設定し、警察・自治体等と連携した指導を促進。
 ・違法な廃棄物回収業者の指導等について、警察庁との意見交換を実施(平成28年度までに警察庁との意見交換を行い、自治体における指導等の在り方を検討)。
 ・上記の取組の成果を踏まえつつ、取り締まり強化に向けた制度を検討。

【自治体】
 ・国から提供された事例集等をもとに指導等を実施(平成30年度までに全ての自治体で実施)
 ・国が設定するモデル地区等で、地方環境事務所や警察等と連携した指導等を実施。

【小売業者】
 ・違法な廃棄物回収業者等に関する自治体への情報提供を実施。

1. 違法な業者・行為の指導等の徹底に関する取組

報告書の記載	平成27年度	平成27年度の取組	平成28年度～30年度 (アクションプラン概要)
<p>〔報告書第3章2.(1)〕解体する建築物に残置された特定家庭用機器廃棄物について、不適正な処理が行われている事例等もあることから、国は、特定家庭用機器廃棄物が残置されないように、当該建築物の所有者等が特定家庭用機器廃棄物を家電リサイクル法等に基づき適正な主体に引き渡すよう、引き続き都道府県等を通じて周知するとともに、廃棄物処理法に違反する取扱いがあれば、自治体は適切に取締りを行うべきである。</p>	<p>環境省は、都道府県・市町村に対する説明の機会を捉えて建築物の解体時における残置物の取扱いに関する通知の周知するとともに、適宜合同会合において周知の状況を報告</p>	<p>〔国〕 ・各種リサイクル法に関する地方環境事務所ブロック別説明会や、全国の都道府県部課長会議等、機会を捉えて、通知の内容について自治体職員に周知。</p>	<p>〔国〕 業界団体を通じて、工務店・解体業者に対して適正排出・適正処理に係る周知を実施。 〔都道府県〕 残置家電の適正な処理方法について周知。</p>
<p>〔報告書第3章2.(3)〕国は、インターネット販売事業者や通信販売事業者を含め、小売業者から製造業者等への引渡義務違反等に対する監督を徹底すべきである。</p>	<p>経済産業省・環境省は、インターネット販売事業者・通信販売事業者についても立入検査を実施 また、経済産業省・環境省は、立入検査件数と指導件数について、毎年度合同会合で報告</p>	<p>〔国〕 ・平成26年度、小売業者に対する立入検査を494件実施。うち、209件の立入検査において、のべ402件の不適正事項について指導等を行った。 ・平成27年度、インターネット販売事業者・通信販売事業者についても立入検査を実施。 ・小売業者による使用済み特定家庭用機器の引取り及び引渡し状況について合同会合で報告。 (資料4 - 7にて報告)</p>	<p>〔国〕 ・立入検査(毎年度460件程度)・報告徴収を通じ、インターネット販売事業者、中古品販売事業者を含む小売業者の義務の履行状況を確認・周知 ・インターネット販売事業者に関する調査の実施 〔小売業者〕 ・排出者から適正な引取り・製造業者等への引渡し徹底、委託先の収集運搬業者の適正な管理、家電リサイクル券の適正な運用(これらの違反件数を0にする。)</p>

2. 水際対策に関する取組

報告書の記載	平成27年度	平成27年度の取組	平成28年度～30年度 (アクションプラン概要)
<p>〔報告書第3章2.(5)〕廃棄物等の不法輸出の水際対策については、経済産業省、環境省及び税関が引き続き連携して対応することが不可欠である。国は、水際での有効な取締りを行うため、廃棄物の違法な回収、不適正処理等に対する取締りを行う自治体との情報共有等の連携を強化していくべきである。</p>	<p>環境省は、経済産業省、環境省及び税関と自治体との情報共有等の連携状況について、毎年度合同会合で報告</p>	<p>【国】 ・3R推進月間の活動の一環として廃棄物等の不法輸出入の監視強化のための取組を行う等、税関、自治体と連携した取締りを実施 ・全国各地でバーゼル法等に関する説明会を開催する等、事業者への法に基づく手続き案内等を周知 ・有識者検討会を開催し、水際対策に関する現行制度の点検を行いつつ、廃棄物等の不適正輸出対策の強化方策のあり方等について検討</p>	<p>【国】 ・税関、自治体と連携した取締りを実施。 ・水際対策に関する現行制度の点検を行いつつ、廃棄物等の不適正輸出対策の強化方策を検討。 ・使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準の見直し。</p> <p>【自治体】 地方環境事務所や税関への情報共有等の連携を強化</p>

3. 不法投棄対策に関する取組

報告書の記載

〔報告書第3章2.(2)〕市町村は、地域の実情に応じて、関係者と協力して特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の未然防止対策に取り組む必要がある。

国は、不法投棄の状況について、より詳細な把握に努めるとともに、不適正処理の対策に積極的に取り組み、成果を上げている市町村の事例を収集し、提供すること等を通じて、市町村の取組を支援すべきである。

〔報告書第3章2.(2)〕両事業協力については、現状、利用している市町村が限られていることから、より多くの市町村が両事業協力を活用できるよう、製造業者等は、市町村が申請する際の手続の簡素化や両事業協力の内容の改善等を検討すべきである。

平成27年度

市町村は、地域の実情に応じて、**不法投棄の未然防止を実施**

環境省は、不法投棄の状況について**詳細な把握に努めるとともに**、その状況について、**毎年度合同会合で報告**

また、**環境省**は、不法投棄・不適正処理対策の好事例の収集・提供による自治体の支援状況について、**毎年度合同会合で報告**

家電製品協会は、両事業協力の申請等の状況について、**毎年度合同会合において報告**

平成27年度の取組

【国】

- ・平成26年度の不法投棄の状況等を合同会合で報告。(資料4 - 8にて説明)
- ・違法な廃棄物回収業者対策等の優良事例集を作成し、本年度中に自治体に提供する予定。

【家製協】

- ・平成27年度は、不法投棄未然防止で51市町、離島対策で16市町村に対して事業協力を実施。
- ・平成28年度事業の公募より、申請書・報告書等の様式簡素化や手続回数の削減、提出書類の等の事務手続簡素化を実施。

平成28年度～30年度 (アクションプラン概要)

【国】

- ・両事業協力の周知を毎年度実施し、活用を促進。

【市町村】

平成30年度までに不法投棄台数を平成25年度比50%にするため、以下の取り組みを実施。

- ・更なる不法投棄対策
- ・小売業者や宅配業者等と連携した、監視体制の強化
- ・両事業協力の活用

【製造業者等】

- ・両事業協力の申請書類の簡素化や内容の改善を検討。

流通フローの把握精度の向上等 に関する取組

1. 回収率目標の設定とそのフォローアップのための取組

報告書の記載	平成27年度	平成27年度取組	平成28年度～30年度 (アクションプラン概要)
<p>〔報告書第3章1.(1)〕国は、製造業者等、小売業者、市町村、消費者といった各主体が積極的に特定家庭用機器廃棄物の回収促進に取り組み、社会全体として適正なりサイクルを推進することを目指すため、達成時期を明らかにした回収率目標(仮称)を設定し、家電リサイクル法第3条に基づく基本方針に位置づけるとともに、回収率や回収台数の実績について、本合同会合において毎年度報告すべきである。</p>	<p>経済産業省・環境省は、回収率や回収台数の実績について、毎年度合同会合に報告</p>	<p>〔国〕 ・平成27年3月に家電リサイクル法の基本方針に回収率目標を規定。 ・回収率や回収台数の実績について把握し、合同会合において報告。 (資料3にて説明)</p>	<p>〔国〕 ・引き続き、各主体の取組状況を把握するとともに、回収率等についてモニタリングする。 ・その上で目標達成が困難である場合は、要因分析の上、随時アクションプランを見直し、合同会合において報告・公表する。</p>
<p>〔報告書第3章1.(1)〕回収率を向上させるためには、単に目標を設定するだけでなく、それを達成するために各主体がそれぞれの立場で回収促進に取り組んでいくことが必要であり、各主体の取組について、本合同会合において実施状況の点検を行うべきである。</p>	<p>各主体は、回収促進に向けた取組について、毎年度合同会合に報告</p>	<p>〔国〕 ・各主体の取組状況を把握し、合同会合において報告。 (本資料にて説明) ・また、回収促進のための各主体の具体的取組等を定めたアクションプランを策定。</p>	

1. 回収率目標の設定とそのフォローアップのための取組

報告書の記載	平成27年度	平成27年度の取組	平成28年度～30年度 (アクションプラン概要)
<p>(報告書第3章1.(1))回収率目標(仮称)を設定して各主体が回収促進に取り組む以上、その水準は、従来の推計に頼るのではなく、可能な限り実態に基づく正確な数値を根拠に算出し、設定することが必要であることから、国は、現在は推計でしか把握できていない情報について、より正確な実態の解明に取り組むべきである。</p>	<p>経済産業省・環境省は、推計でしか把握できていない情報の実態把握に取り組む。(実態を把握すべき各種数値は毎年度合同会合に報告)</p>	<p>【国】 ・有識者により構成された「使用済家電の流通フローの精緻化に関する検討会」を設置し、排出台数の推計精度向上と流通フローの精緻化の方策について検討(資料3にて説明)。</p>	<p>【国】 ・排出台数等の推計制度の向上及び推計でしか把握できていない情報の実態把握のための方策について検討。 ・可能な範囲で複数手法により回収状況等の情報を確認。</p> <p>【市町村】 不法投棄された廃家電の回収台数を把握(平成30年度までに把握していない市町村を0にする。)</p> <p>【製造業者等】 国が実施するフロー推計調査に対してデータ提供で協力</p> <p>【小売業者】 ・廃家電の引渡先を正確に把握。 ・買換えと廃棄のみの台数をできる限り把握。</p>